

宇陀市菟田野毛皮革製品ブランド化事業実施要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

宇陀市菟田野毛皮革製品ブランド化事業

2 業務の内容

別紙「宇陀市菟田野毛皮革製品ブランド化事業仕様書」のとおり

3 履行期限

契約締結日 ～ 令和7年2月25日（火）

4 委託上限金額

委託上限金額は、5,000千円（消費税及び地方税を含む）です。

なお、提案書提出時には参考見積書（原本1部、副本5部）を提出するものとします。

5 参加申込書の受付

(1) 提出期限

令和6年12月13日（水）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

（注意）

- ・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。ただし、配達事業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に担当まで電話連絡を行ってください。
- ・持参の場合は、平日の9時～17時00分の間に、宇陀市農林商工部商工産業課まで提出してください。

(3) 提出先

宇陀市農林商工部商工産業課 担当：宮阪・山崎

〒633-0292 宇陀市榛原下井足17番地の3

TEL：0745-82-5874 FAX：0745-82-8211

E-mail：s-kikaku@city.uda.lg.jp

(4) 提出書類

参加申込書（様式1） 1部

6 質問書の受付

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を受け付けます。質問内容及び回答については、参加申込書提出者に通知します。質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年12月9日（月） 17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 電子メールによる

（注意）

- ・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。
- ・送信後に担当まで電話で着信確認をしてください。

(3) 提出先 5（3）と同じ

(4) 回答送付日及び方法

令和6年12月11日（水）17時00分までに宇陀市ホームページにて公表します。

7 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式3）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4判縦とします。

(3) 提案書には、次の項目を所定の書式（様式4）に記載してください。

① 業務実施体制について

- ・提案事業者の概要
- ・従事スタッフの構成、人数
- ・受託からの業務スケジュール

（注意）業務スケジュールの作成にあたっては、企業との調整や当協議会との協議、調整に要する期間も勘案してください。

② 会社（団体）等の業務経歴及び経営状況について

- ・過去の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数

③ 業務の実施方針及びイメージについて

- ・別紙仕様書に係る提案内容を具体的に記入してください。
- ・9（2）に掲げる、評価項目の順に沿って記載してください。

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

① 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

② 文書を補完するためのイメージ図・イラスト・写真等の活用は自由とします。

③ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさと記述してください。

- ④ 1 ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とします。
- ⑤ 所定の書式以外に補足資料を添付する場合は、その旨を所定の書式上に明記してください。
- ⑥ 提案に係る諸費用については、提案者の負担とします。

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出（原本1部、副本5部）

- ① 7に掲げる提案書（様式3）
- ② 提出先 3（3）と同じ
- ③ 提出期限 令和6年12月18日（水）17時00分まで（必着）
- ④ 参考見積書（4参照）
- ⑤ 提案書の提出は、1者に付き1案のみとします。
- ⑥ 提出方法 持参又は郵送

(注意)

- ・原則として提出期限を過ぎて到着した場合は受け付けません。ただし、配達事業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に担当まで電話連絡を行ってください。
- ・持参の場合は、平日の9時～17時00分の間に、宇陀市農林商工部商工産業課まで提出してください。

(2) その他

所定の様式及び補足資料以外で、本プロポーザルに関係のない書類については受理しません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により、プロポーザル選定委員会が提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和6年12月23日（月） 9時30分～
- (2) 実施場所 宇陀市菟田野産業振興センター 研修室D
(宇陀市菟田野古市場1596-21)
- (3) 実施時間 1者の持ち時間は説明20分、質疑応答10分の計30分とします。
- (4) 出席者 総括責任者を含む3名以内としてください。
- (5) その他
 - ・集合時間等の詳細については、別途お知らせします。
 - ・提案書を基に実施しますが、パソコン、プロジェクター等を活用しても構いません。（パソコンは提案者が準備してください。プロジェクター等は事務局で準備します。）
 - ・提案者が1者のみであっても、ヒアリングを実施します。

10 プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査は、当協議会プロポーザル選定委員会で行います。

名称	宇陀市菟田野毛皮革産業振興協議会プロポーザル選定委員会
所管事務	宇陀市菟田野毛皮革産業振興協議会

11 評価方法

(1) 審査方法

当協議会プロポーザル選定委員会が提案書に対するヒアリングを実施したうえで、審査を行います。

(2) 提案書の評価項目と配点

評価項目	配点
1. 業務実施体制	20
2. 会社(団体)等の業務経歴及び経営状況	20
3. 業務の実施方針及びイメージ	20
4. 調査の視点及びコンセプトの提案	20
5. 内容の提案	20

(3) 評価が同点となった場合の措置

実行委員会による評価の結果、評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、「調査の視点及びコンセプトの提案」「内容の提案」の項目の合計得点が高い提案者を受託候補者として特定します。当該合計得点が高同点の場合は、当該者のみを対象に実行委員会において協議し順位を特定します。

(4) 評価基準点を満たさない場合の措置

実行委員会による評価の結果、実行委員会で決定した評価基準点（5割）を満たす者がいない場合は、受託候補者の該当なしとする場合があります。

(5) 審議の非公開

評価の審議は非公開とします。

(6) 審査結果の公表及び通知

- ① 審査結果は、審査を受けた全てに対し審査結果通知書により通知します。
- ② 審査結果については、宇陀市ホームページで公表します。

12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとします。
- (3) 無効となるプロポーザル
 - ① 提案書に提案と関係のない事項の内容が記載されているもの
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
 - ③ ヒアリングに出席しなかった者
 - ④ 提案書の提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) プロポーザルの取扱い
 - ① 提出された提案書は、選定委員等、特定の者以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - ② 提出された書類は、返却しません。
 - ③ 選定された応募者とは、後日、提案書作成要領及び宇陀市契約規則に基づき決定した委託上限金額の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (6) 公表の使用
 - ① 実施要領
 - ② 仕様書
 - ③ 様式
 - ア 参加申込書 (様式1)
 - イ 質問書 (様式2)
 - ウ 提案書 (様式3)